

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○漁港漁場整備法に基づき保管した所有者不明の工作物等の返還 (漁港漁場課)	1
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	1
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	1
○政治団体異動の届出 (2件)	1
○政治団体解散の届出	3
○資金管理団体異動の届出	3
○資金管理団体指定の取消しの届出	3
落札公告	
○落札者等の公告 (建設管理課)	4

## 告 示

### 高知県告示第529号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、平成26年1月17日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

平成25年8月23日

室戸岬漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

- 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
  - FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.80メートル、船幅1.50メートル）
  - FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長3.30メートル、船幅1.65メートル）
  - FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.90メートル、船幅1.60メートル）
- 金属船1隻（船名及び船舶番号不明、船長3.50メートル、船幅1.50メートル）
- 木船1隻（船名及び船舶番号不明、船長6.60メート

- ル、船幅1.60メートル）
- FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.15メートル、船幅1.50メートル）
- FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.70メートル、船幅1.40メートル）
- FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.90メートル、船幅1.55メートル）
- FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.50メートル、船幅1.60メートル）
- 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除去した日時
  - 室戸市室戸岬町 室戸岬漁港臨港道路  
平成25年7月18日午前9時
  - 室戸市室戸岬町 室戸岬漁港漁船保管施設用地  
平成25年7月18日午前9時
  - 室戸市室戸岬町 室戸岬漁港漁港環境整備施設用地  
平成25年7月18日午前9時
  - 室戸市室戸岬町 室戸岬漁港第5号泊地  
平成25年7月18日午前9時
- 工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
  - 室戸市室戸岬町 室戸岬漁港臨港道路  
平成25年7月18日午前10時
  - 室戸市室戸岬町 室戸岬漁港漁船保管施設用地  
平成25年7月18日午前10時
  - 室戸市室戸岬町 室戸岬漁港漁港環境整備施設用地  
平成25年7月18日午前10時
  - 室戸市室戸岬町 室戸岬漁港第5号泊地  
平成25年7月18日午前10時
- 所有者等の行うべき措置  
工作物等の所有者等は、期限までに高知県安芸土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
- 漁港管理者の措置  
室戸岬漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。  
なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。
- 問い合わせ先  
安芸市矢ノ丸三丁目348 高知県安芸土木事務所維持管理課維持管理第一班（電話番号0887-34-3135）

### 高知県告示第530号

吾川郡仁淀川町寄合地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり

告示する。

平成25年8月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査を行った者の名称  
仁淀川町
- 調査を行った地域及び時期  
吾川郡仁淀川町寄合  
平成21年度及び平成22年度
- 成果の名称  
仁淀川町地籍図及び地籍簿
- 認証年月日  
平成25年8月23日

### 選挙管理委員会告示

#### 高知県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成25年8月23日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
仁淀川町を元気にする会	岡田 良成	山崎 ヒデミ	吾川郡仁淀川町土居甲1043	平25・7・5
小松ひろむ後援会	小松 熙	森 佐智尾	安芸郡東洋町白浜223番地3	平25・7・24

#### 高知県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成25年8月23日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所	届出年月日
----	----	-------	---------	----------	-------

				在地	
異動前	自由民主党黒潮町支部	異動なし	橋田 宣幸	異動なし	平25・7・2
異動後			堀 孝		
異動前	自由民主党高知県とさわ支部	森本 俊一	異動なし	異動なし	平25・7・2
異動後					
異動前	自由民主党佐川町支部	結城 健輔	異動なし	高岡郡佐川町上郷甲350-1	平25・7・2
異動後				藤原 健祐	
異動前	自由民主党四万十町窪川支部	市川 仁	異動なし	異動なし	平25・7・2
異動後					
異動前	自由民主党四万十町大正支部	国沢 雅男	井原 貴仁	異動なし	平25・7・2
異動後			田辺 聖		
異動前	自由民主党土佐清水市支部	安田 芳秋	異動なし	土佐清水市大岐505	平25・7・9
異動後				植垣 健二	

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	岡崎としひさ後援会	異動なし	岡崎 晃	異動なし	平25・7・5
異動後			石崎 尚子		
異動前	氏原義幸後援会	明神 一栄	異動なし	異動なし	平25・7・9
異動後					
異動前	左京けんしょう(憲昌)後援会	異動なし	中川 操	異動なし	平25・7・22
異動後			隅田 美恵		

**高知県選挙管理委員会告示第57号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成25年8月23日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

名称	異動事項	異動前	異動後	届出年月日
武内則男 後援会	主たる事務所 の所在地	高知市中秦泉寺45番地	高知市愛宕山39-7	平25・7・ 29

法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

名称	異動事項	異動前	異動後	届出年月日
武内則男 後援会	主たる事務所 の所在地	高知市中秦泉寺45番地	高知市愛宕山39-7	平25・7・ 29

**高知県選挙管理委員会告示第58号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成25年8月23日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体

名称	主たる事務所の 所在地	代表者氏名	政治団体 でなくな った理由	届出年月日
中面清二 後援会	宿毛市中央五丁 目4番2号	中面 清二	解散	平25・ 6・4
なかよしの党高知 県支局	高知市高須本町 2-35	鍋島 史	解散	平25・ 7・17
小松ヒロ ム後援会	安芸郡東洋町白 浜223番地3	小松 熙	解散	平25・ 7・24

**高知県選挙管理委員会告示第59号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体の異動の届出があった。

平成25年8月23日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

資金管理団体

区分	候補者氏 名	公職の 種類	名称	主たる事 務所の所 在地	届出年月日
異動 前	武内 則 男	異動な し	武内則男 後援会	高知市中 秦泉寺45 番地	平25・7・ 29
異動 後				高知市愛 宕山39- 7	

**高知県選挙管理委員会告示第60号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成25年8月23日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

資金管理団体

届出をした者の氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
中面 清二	宿毛市長	中面清二後援会	宿毛市中央五丁目4番2号	中面 清二	平25・7・3

-----  
**落 札 公 告**  
 -----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成25年8月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
和食ダム本体建設工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県土木部建設管理課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年7月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
大成・ジョウトク・杉本土建・山本特定建設工事共同企業体  
香川県高松市サンポート2番1号
- 5 落札金額  
3,284,295,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成25年5月31日